

社会保険手続の簡素化に関する意見

三菱総合研究所 村上

API 連携について

- ・手続のオンライン化の推進のためには、API を活用した、優れた民間ソフトウェアの普及が不可欠。
- ・そのために、多くのソフトウェア会社が開発に参入しやすい環境整備に取り組むことが行政の役割。多数の企業が参入し、競争が行われてこそ、優れた製品が生まれる。(行政自身が便利なシステムを作ろうとする「自前主義」から脱却すべき)
- ・具体的には、ソフトウェア開発事業者から改善意見を募り、別紙1のような形で「ソフトウェア会社目線での開発環境の課題」を体系的に整理した上で、寄せられた課題を一つ一つ解決していくことに、取り組んでいくべき。
- ・その際、事業者からの改善意見は、参加者が限られたクローズドな会議で聴取するのではなく、オープンな形で広く募集すべき
※例えば、e-gov 上に開発者向けの改善意見募集窓口を設置する方法が考えられる。e-gov の課題、社会保険のシステムの課題、社会保険の制度に関する課題を一元的に受け付けた上で、別紙1のように整理し、担当部局が課題を解決していくやり方かどうか。

(注意点)

- ・別紙1はあくまでも一例であり、項目や体系を含めて適宜修正していただいて構わない。むしろ、上記のような意見募集のプロセスで、個々の意見に対応していく中でローリングしながら、常にアップデートしていくことを想定している。
- ・本日の会議では、別添の個々の意見への対応の可否ではなく、上記のような形で取組を進めて行くことについて、回答をいただきたい(必要であれば、e-gov を所管する総務省とも本案についてご相談をいただきたい)。

標準報酬月額について

- ・従業員給与の提出情報の見直しの取組に際しては、提出書類の作成・提出の場面だけではなく、別紙2のような形で、給与計算以降のワークフローを把握した上で、全体の作業及び工程をどう効率化するかを考えるべきではないか。
- ・その際、保険の種別により異なっている標準報酬月額算定方法を統一し、将来的には所得情報等をベースに算出できるよう簡素化すべきではないか。

民間ソフトウェア開発会社参入に際しての課題（社会保険の制度面の課題/e-govの技術的課題）

別紙1

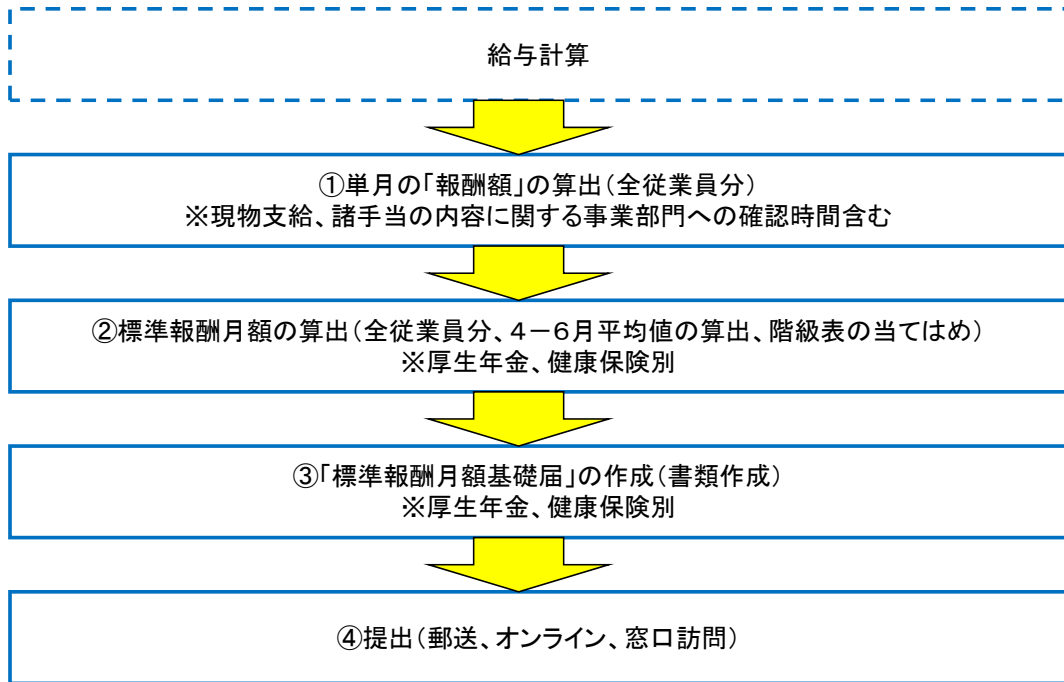
【評価凡例】 ○：既製製品と遜色ないレベル、△：利用に問題は無い、△：課題はあるが利用できる、×：利用レベルに達していない

質問分類	No.	質問項目	A社				B社				C社							
			評価	課題の所在（課題ありは●）			評価	課題の所在（課題ありは●）			評価	課題の所在（課題ありは●）						
				e-gov	厚生年金 (健康保険)	雇用保険		労災保険	e-gov	厚生年金 (健康保険)		雇用保険	労災保険	e-gov	厚生年金 (健康保険)	雇用保険	労災保険	
1. 申請者（e-Gov利用企業）の利便性	1-01	ソフトウェアのユーザー企業がオンラインで手続を行うメリットはあるか （紙手続を電子化することで、申請者の負担の軽減・利便性の向上が実現するか（ソフトウェアの購入・利用に見合うメリットはあるか））																
	1-02	簡単に気軽に電子申請ができる環境か （電子申請システム利用前に必要な準備（電子証明書取得、事前情報登録等）のコストは低いのか）																
2. A P I情報の公開状況	2-01	公開仕様の情報は充実しているか （開発工数の効率化、障害の事前防止のために十分な情報が、公開仕様書上で公表されているか）																
	2-02	e-govのAPIの関連技術情報は充実しているか （技術者が関連技術を獲得するための書籍等の公開情報は充実しているか（技術者は書籍で関連技術を獲得することが多いため、情報提供が不十分であることが参入障壁となる））																
	2-03	公開サンプルコードは充実しているか （仕様書のサポートのために必須の「サンプルコード」は充実しているか）																
3. ソフトウェアの開発環境	3-01	開発上の制約の有無 （開発工数の増大につながるようなAPIの開発の制約になるようなことは存在しないか）																
	3-02	開発先は一元化されているか																
4. 開発したソフトウェアのテスト環境	4-01	公開テストサーバー稼働時間 （公開テストサーバーは常時稼働か（24時間、365日稼働しているか））																
	4-02	公開テストサーバーテスト可能範囲 （公開テストサーバーで、全般的な運用テストが実施できるか）																
5. 開発したソフトウェアをユーザー（申請者）が利用する時の環境	5-01	本番サーバーは常時稼働か（24時間、365日稼働しているか） （本番サーバーの稼働時間、ユーザー（申請者）がソフトウェアを利用して手続を行える時間も制約される。提出期限があるため、できる限り常時稼働であることが望ましい。）																
	5-02	本番サーバーのパフォーマンスのレベルは、大規模企業のシステムに対応できる水準か （多数の従業員の大量の情報に対応できる水準か）																
	5-03	稼働制約 （A P Iによる効率化を妨げるような、何らかの制約が存在するか。）																
	5-04	制度の運用方法の統一 （システム化による業務標準化のメリットを減殺するような、制度運用ルールの不統一が存在しないか。）																
	5-05	手続の完結 （オンライン（ソフトウェア）で手続は完結するか。）																

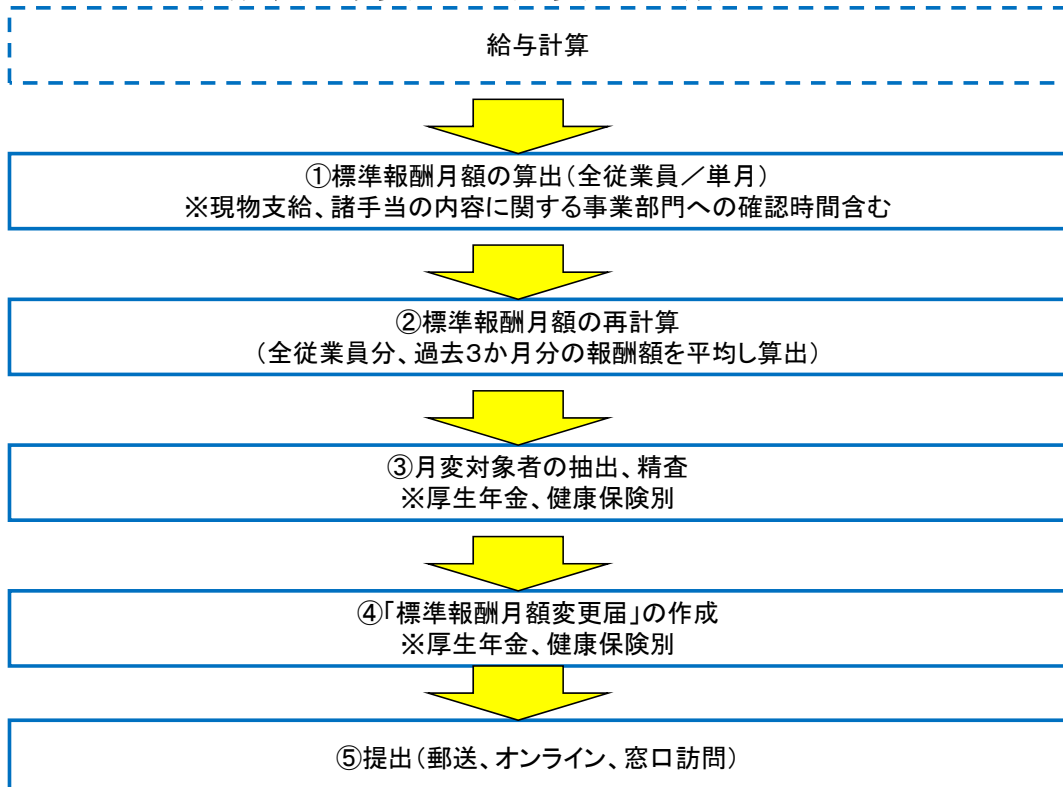
【申請定義】	
公開テストサーバ	行政側が公開している電子申請システム用テストサーバ。利用には認可（許可？）が必要となる。
本番サーバ	行政側が公開している電子申請システム

標準報酬月額算定基礎届の作成・提出フロー

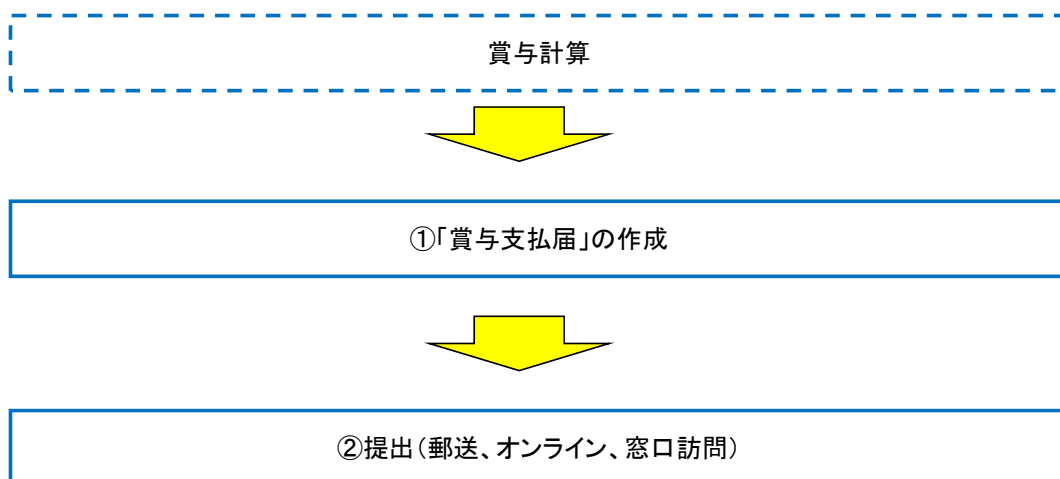
別紙2



標準報酬月額変更届(月変)の作成・提出フロー



賞与支払届



社会保険・労働保険の種類

保険種別	支払先	保険料計算方法	備考
社会保険	健康保険	健康保険組合 ・4-6月の賃金をもとに、保険料額表を用いて等級及び標準報酬月額を確認し、保険料率を乗じて保険料を算出。 ・賞与については千円未満を切り捨てた標準賞与額に保険料率を乗じて保険料を算出。 ・昇給等により標準報酬月額の等級が上下に2ランク以上変動した場合は、報酬月額変更届（月変）を出す必要がある。	
	介護保険	健康保険組合 ・標準報酬月額及び標準賞与額に介護保険料率を乗じて算出。	
	厚生年金保険	年金機構 ・健康保険と原則同じ。ただし等級及び標準報酬月額の上限及び下限が異なる。	子ども・子育て拠出金も合算で支払う（事業主負担のみ）。標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0.2%）を乗じて算出。
労働保険	雇用保険	労働基準監督署など ・賃金総額に雇用保険料率を乗じて算出。	
	労災保険	労働基準監督署など ・賃金総額に労災保険料率を乗じて算出。事業主負担のみ。 ・雇用保険と労災保険は合算してまとめて支払い。	